

うるま市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）となった者に対し、うるま市骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、ドナーに対し助成金を交付することにより、ドナー登録及び骨髄・末梢血幹細胞移植を推進し、白血病患者の治癒を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 骨髄等を提供した日に市内に住所を有し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記載されている者であり、また、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
 - (2) 前号に規定する者であり、他団体等から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者
 - (3) ドナーが事業所等に所属している場合は、当該事業所等にドナー休暇制度がない者
- 2 前項に規定する者が所属する事業所等も助成金の対象とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。
- (1) 市税を滞納しているもの
 - (2) 暴力団（うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院及び提供後の面接等の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき7日分を限度とする。ただし、骨髄等の採取又はこれに関連する医療処置により生じた健康被害は、助成の対象とはならない。
- 2 助成対象ドナーが事業所等に所属している場合において、助成対象ドナーが骨髄等を提供するため、通院、入院及び面接等に要した日に休暇を付与した場合には、当該事業所等に対し1日に付き1万円を助成し、助成額は前項において認められた日数分とする。
- 3 前項に規定する助成金は、申請者が当該事業所等の事業主である場合には交付しない。また、申請者が複数の事業所等に所属する場合には、一事業所等を選択することとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に提供者本人が、骨髄等移植ドナー助成金交付申請兼請求書（様式第1号）を市長に提出し、助成金の交付を申請するものとする。

2 前項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供に関する証明書

(2) 諸証明等確同意書（様式第2号）

(3) 運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード（写真付き）、その他本人確認書類等

3 前条第2項に規定する事項については、骨髄等ドナー助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第3号）に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 申請者との雇用関係を証明する書類等

(2) 市町村法人税完納証明書

(3) 申請者に休暇を取得させたことを証明する書類等

4 前条第2項に基づく助成金については、市町村法人税の滞納が有る場合には交付しないものとする。

(交付決定)

第6条 市長は前条第1項の規定による申請があった場合、当該申請に係る審査を速やかに行い、その適否を決定し、骨髄等ドナー助成金結果通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

2 助成金の交付がなされない場合には、前項に定める通知書にその理由を明記するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽又は不正行為により助成金の支給を受けたと判断した場合には、当該助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。